

生存権裁判—広島高裁判決と今後

生存権裁判広島弁護団（事務局）弁護士 山本 一志



弁護士会館での報告集会

1. 3月26日、不当判決！

広島高裁は、広島県内在住の70歳以上の原告が、老齢加算を廃止した保護変更決定処分を取り消しを求めた事案について、処分の違法性を認めず、原告らの控訴を棄却する判決を言い渡しました。

生活保護では数十年の長きにわたり、70歳以上の高齢者には加齢に伴う心身のケアや社会参加等の特別な出費が見込まれるとして、老齢加算という保護費への上乗せがされてきました。

ところが、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（骨太の方針2003）」を背景に厚生労働大臣は、「（老齢加算をおこなう）特別の需要はない」として、突然、老齢加算を平成16年4月から3年かけて段階的に廃止しました。しかし、老齢加算は「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するために必要だったからこそ長年認められてきた、言い換えれば、加算があって初めてようやく最低限度の生活が維持できたものであり、それら加算の廃止は憲法25条の生存権を侵害する違憲な決定でした。

平成17年12月、広島地裁に原告30名（全国9地裁で原告総数100名）が、生活費の1割にも相当する老齢加算が廃止されたら生活していけないと、老齢加算廃止の取り消しを求めて提訴し、以来、8年余もの長い間、広島県などと闘ってきました。

2. 画期的な文書提出命令

平成20年12月、広島地裁は「（老齢加算は）長きにわたり実施されてきたもので、いわば、厚生労働大臣が（生活保護）法8条2項所定の要件を充足する基準であることを長年にわたり自認してきたもの」と認定したものの原告の請求については棄却し、老齢加算廃止の取り消しを認めなかったため、原告らは広島高裁に控訴しました。広島高裁において原告らが、加算廃止を方向づけた「在り方専門委員会」での議論内容の精査、70歳代の消費支出を検討する際に検討された統計資料（全国消費実態調査データ）の正確性を検証する必要性を訴え、それら資料の文書提出命令を申し立てたところ、平成24年11月、広島高裁は被告に対し、それら文書の提出を命じました。この文書提出命令は、裁判所がこれら資料をもとに、老齢加算廃止の是非について事後的に検証する必要性を認めた画期的なものとして全国の原告・弁護団から高く評価されました（残念ながら、その後、最高裁は本件決定を破棄しました）。

生活保護基準改定に際しては、「保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮」すべきこと、およびこれらの「必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」（生活保護法8条2項）ものです。したがって、老齢加算廃止の決定が70才以上の被保護者が置かれている状況や生活実態を十分に考慮せずになされたものであれば、裁判所としては厚生労働大臣の裁量の濫用、逸脱がある

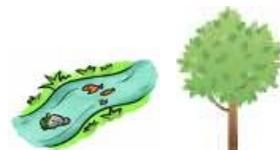


と判断すべきものです。

今後、原告らは直ちに上告することにしており、広島裁判の審理は、既に係属中の京都、福岡、新潟裁判とともに最高裁に移ります。生存権を守るために手をたずさえ一緒に頑張っていきましょう。

シェルター卒業生の体験談

小川立樹



反貧困ネットワークから生きる希望をもらいました

私の名前は『小川立樹（たつき）』と言います。年齢は40歳です。しかし、これは仮の名前であり、仮の年齢です。私は記憶がなくて過去を思い出すことができないのです。私は、昨年8月ごろ、東区の山の中で発見されたそうです。気がついた時は、マツダ病院のベッドの中でした。そして最初に聞いた言葉が、看護師さんの「点滴の注射針がなかなか入らない」という会話でした。

名前の小川も、見つかった現場に小川が流れていたという話から、私が決めたものです。立樹も傍に樹が立っていたという話からです。年齢は病院の先生が、40歳から50歳だろうということから、若い方の40歳にしたのです。

私が反貧困ネットワークのシェルターにお世話になったきっかけは、今通っている「みくまり病院」の職員と、東区のケースワーカーが話し合っ、私が一人で日常生活が出来るかどうかを試すために、一定期間入らせてもらおうということでした。その時はじめて反貧困ネットワークの日下さんに会いました。

病院から出ることは大変不安でしたが、いつまでも病院にいるわけにはいかない、早く自立しないといけないという気持ちで、シェルターでの生活をはじめました。

生活をはじめると、簡単な炊事や洗濯、掃除なども苦にならずにすることが出来ました。過去においても自分でやっていたのではないかと思いました。少し自信がついてくると、今度は家探しです。ところが、戸籍もなく、住民票もない私に家を貸そうという人はなかなかありません。困っているときにいろいろアドバイス頂いたのが、東区の生健会の人たちでした。苦労の末、東区生健会の近くに住居を見つけることができました。エレベータがなく4階まで階段で少し大変だと思いましたが、日下さんの『ダイエットしなさい』の一言で決心しました。

今では、生健会の新聞の発送作業なども手伝うようになり、知り合いも出来てきて、冗談を言い合えるようになりました。これで、やっと、将来何とかやって行ける希望のようなものが出てきたように思います。皆さんありがとうございました。また、今後ともよろしくお願いします。



企業の実情と私たちの対策

講師 棗 一郎 弁護士

春の講演会に参加して

「若者をブラック企業から守るために」

日本全国を襲った大寒波に覆われた2月15日、反貧困ネットワーク広島講演会「若者をブラック企業から守るために～ブラック企業の実情と私たちの対策」が開かれました。講演をいただいたのはブラック企業対策プロジェクト共同代表で日本労働弁護団常任幹事の棗(なつめ)一郎弁護士です。



ここ最近いわれるようになったブラック企業。ブラック企業対策プロジェクトは「新興企業において、若者を大量に採用し、過重労働・違法労働によって使い潰し、次々と離職に追い込む成長大企業のこと」と定義しています。ブラック企業が大きな問題になった要因の一つは、バブル崩壊後の雇用環境の悪化により、非正規雇用が増え、比較的安定した正社員を徹底的に使い込むというのです。

講演では事例紹介があり、過労死に至った事例もいくつかありました。企業側に立つ弁護士もさすがに過労死を出すのはよくないと言っています。ブラック企業に対してそもそも労働組合がちゃんとしていないのではないかと、マスコミは実名でどんどん報道し、内定者の大量辞退などで正しくないことをしている会社が困るようにしないとイケないのではないかと藁弁護士は言っています。

筆者が思うに、ブラック企業対策は企業サイドも含めた多くの人の協力が必要であるとともに、本来対策をすべきだった人が怠ってきたというのが問題であるとも考えています。(T)



暮らしとこころの相談会に参加して

法テラス広島法律事務所 弁護士 川嶋 将太

2014年3月11日(火)、12日(水)、広島駅南口エールエール地下広場で「暮らしとこころの相談会」が実施されました。

震災3.11と重なり、相談会の報道はほとんどありませんでしたが、ボランティアスタッフによるティッシュ入りチラシ大量配布により、通りがかりの相談者が多く相談に見え、相談件数は1日目 面談43件、電話6件、2日目 面談46件、電話6件、合計101件(面談89件 電話12件)と、前回より11件増加しました。

今回は、広島市に加えて初めて広島県の共催を受け広島県・市から臨床心理士及び保健師に参加いただきました。

従来、法テラス広島も相談会を共催していますが、昨年、法テラス広島に赴任後、3月に行われた暮らしとこころの相談会に初参加し、今回5回目の相談会となりました。初めて相談会に参加した際、多数の専門家がワンストップで相談を受け、相談内容に応じて専門家から別の専門家につなぐという体制に驚きました。法律相談からこころの相談、生活支援の相談へつなぐ相談会は、利用者にとってワンストップで各種相談ができ、大変便利で意義のある相談会だと感じました。さらに私が相談会で驚いたことは、反貧困ネットをはじめ多数の方が相談会に積極的に携わっておられることです。寒い中、会場の設営、チラシ配布など相談会を支える姿に、私も少しでもお役に立てればと思いました。協力専門家の数も増え、今後ますます地下広場の相談会を利用される方が増えるよう微力ながらお手伝いさせて頂ければと考えています。

相談内容

生活苦・借金・労働の順に相談が多く、借金も従来の消費者金融・ヤミ金の他、医療費、教育費(幼稚園代、奨学金含む)、介護費用の負担に苦しむ方、国民年金保険料や国保料の滞納や家賃滞納、農業コンバインや工具等生業に必要な機材のローン支払いに苦しむ方など、生活苦と重なっているケースが多く、また、相談者や同居家族に精神疾患などで就労困難な方、こころの悩みを抱えた方が多い印象を受けました。相談内容ごとに分類することが困難なほど複数の問題を抱えておられ、ワンストップサービス型の当相談会の有用性を実感しました。

次ページに相談内容の分類表を示します。(注：複数該当のため合計と相談総数とは一致しません)

- 【労働】 14 (就労支援、職業復帰含む)
- 【生活苦】 29 (1名シェルター案内)
- 【借金】 17 (ヤミ金・携帯解約金・保証債務含む)
- 【年金】 9 (障害年金含む)
- 【心の悩み】 17

家事

- 【離婚・DV】 6
- 【相続・後見】 14

民事

- 【貸借】 4
- 【損害賠償】 10
- 【近隣トラブル】 2
- 【貸金】 2
- 【その他】 13



日本司法支援センター (愛称：法テラス)のご紹介

「借金」「離婚」「相続」・・・刑事・民事を問わず、法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにするため設立された法務省所管の公的な法人です。経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています。

法テラス広島 平日 9時～16時 電話 050-3383-5485

今年の相談会の予定

- 6月 24日(火)・25日(水) まちかど生活相談会(反貧困主催)
- 9月 9日(火)・10日(水) 暮らしとこころの相談会(弁護士会と共催)
- 12月 16日(火)・17日(水) 年末まちかど生活相談会(反貧困主催)

総会を開催します

5月 24日(土) 13:30～ 広島弁護士会館にて
 13:30～14:30 総会
 14:30～16:00 記念講演 講師：藤田孝典
 (NPO法人ほっとプラス代表理事反貧困ネットワーク埼玉代表)
 *会員でない方も無料でご参加いただけます。

会員募集中です

正会員(個人)年会費 2,000円 正会員(団体)年会費 5,000円
 賛助会員(個人)年会費 5,000円 賛助会員(団体)年会費 10,000円

シェルター利用状況

(2014年3月31日現在)

	男性	女性
10代	5	13
20代	46	31
30代	93	22
40代	102	23
50代	89	20
60代	55	16
70代	19	6
80代	3	4
不明	10	21
小計	422	156
10室 合計	578人	

NPO法人 反貧困ネットワーク広島 事務局
 広島市中区東白島 14-15 NTTクレド白島ビル7階
 広島総合法律会計事務所内
 電話：082-227-8181 FAX：082-227-1200

相談専用電話
 090-4890-1579
 平日 10:00～17:00
 担当：平野

